

# 仮想通貨の実務対応報告、3月に公表へ—ASBJ

## 専門委員会での議論

去る2月21日、企業会計基準委員会は第115回実務対応専門委員会を開催した。

今回は実務対応報告公開草案53号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い(案)」(以下、「本公開草案」といふ)に寄せられたコメント対応案等が検討された。

事務局が検討した結果、修正提案をしている主なコメントを整理すると次のとおりである。

### 本公開草案の適用範囲

(1) 発行会社が発行した仮想通貨と法定通貨との交換を保証する場合の当該仮想通貨は、本公開草案の範囲から除外すべきである。

対応案…本公開草案の検討に際しては、自己の発行した仮想通貨の取引の実態とそこから生じる論点が網羅的に把握されていない状況にある。したがって、自己の発行した仮想通貨の会計処理については、本公開草案の範囲から除外することが考えられる(3項、25項修正)。

### 期末における仮想通貨の評価に関する会計処理

# マイナス金利に関する実務対応報告、3月に公表へ—ASBJ

## 専門委員会での議論

去る2月20日、企業会計基準委員会は第91回退職給付専門委員会を開催した。

今回は実務対応報告公開草案54号「実務対応報告第34号の適用時期に関する当面の取扱い(案)」(以下、「本公開草案」といふ)に寄せられたコメントへの対応案が検討された。

本公開草案の内容を支持しないコメントを整理すると、次のとおりである。

### 親委員会での審議

これらのコメントに対応案を踏まえて、専門委員会からは、追加の文言修正(処分見込金額に関する事項等)の必要性などが聞かれたものの、強い反対意見はなかった。

### 親委員会での審議

専門委員会での議論を受けて、去る2月22日に行われた第379回企業会計基準委員会でも、審議が行われた。委員からは大きな方向性について異論はなく、事務局からは、次回の親委員会での公表議決を行いたい旨が示された。

### 期末における仮想通貨の評価に関する会計処理

(1) 利回りの下限としてゼロを利用する方法とマイナスの利回りをそのまま利用する方法の2つの方法のいずれが妥当か、結論を導くべきである。

(2) 割引率に関して、国債を選択肢として認めている日本基準と、原則として優良社債を用いる国際基準には差異があり、その解消を含めた議論が必要である。

(3) 国債は10年未満の金利がマイナスであり、退職給付債務の計算に重要な影響を及ぼすケースが少なからずある。

(4) 2つの方法の理論的な根拠を明確にすべきである。

(5) 利回りの下限としてゼロを利用することが適切である。

(6) 本公開草案2項の「第2項に定めるいずれの方法によっても退職給付債務の計算に重要な影響を及ぼさず、当該取扱いを変更する必要がない」と当委員会が認める」について、本文から削除すべきである。

これらのコメントを受けて、事務局は対応案を示しているが、本公開草案を修正するまでには至っていない。

親委員会での審議

専門委員会での議論を受けて、去る2月22日第379回企業会計基準委員会では、コメント対応案ならびに文案について、審議された。  
本公開草案議決時に反対した

会計

# 収益認識基準に係る有償支給取引等の取扱いは次回提案へ

ASBJ

去る2月22日、企業会計基準委員会は第379回企業会計基準委員会を開催した。

収益認識基準

① 検討された項目

第91回収益認識専門委員会(2018年3月1日号(No.1505)情報フラッシュ参照)で議論されたコメント対応案、文案ならびに次の事項について、審議された。

① 代替的な取扱い

- ・電気事業およびガス事業における検針日基準
- ・ライセンスの付与
- ↓いずれも代替的な取扱いを認めるかどうか検討を継続する。
- ・消費税等の税込処理
- ↓代替的な取扱いを設けず、税込処理から税抜処理へ変更した場合の経過措置を設けるかどうかについて、検討を継続する。

委員からは、引き続き反対との意見が聞かれた。

事務局からは、反対意見はあるもののコメント対応等で修正すべき大きな意見も聞かれておらず、次回の親委員会で公表議決を行いたい旨が示された。

② 設例

- ・有償支給取引
- ↓検討を継続する。

② 委員の意見

委員からは、①の検針日基準について、「基本的には例外を認めるべきではないが、見積りが困難な場合は認めざるを得ないのではないか」、「このテーマについては、全体から切り離して実務対応報告などで対応するの」も一案ではないか」などの意見が聞かれた。

③ 次回の議論

事務局からは、検針日基準と有償支給取引について、次回に事務局提案を示したいとの発言があった。

また、コメント対応案についても、次回にはペンディング事項が残らないようにして提出し

企業と投資家との対話の重要性が強調されている。会計上、その対話は財務諸表の開示をとおして行われる。現在、財務会計基準機構・基準諮問会議では、企業会計基準委員会(ASBJ)に提言するテーマとして「経営者が会計方針を適用する過程で行った判断」及び「見積りの不確実性の発生要因」に関する注記情報の充実」を検討している。

企業と投資家(利用者)が建設的な対話を行うためには、利用者が財務諸表の作成の前提を理解し、重要な不確実性(リスク)を把握するなど、企業固有の情報を得ることがとても重要である。開示は企業の規律にも大きな影響を与える。たとえば、重要な会計方針の「収益の計上基準」で「××事業の物品の移転は〇〇時点で完了し、それと同時に対価も成立するため、収益は〇〇時点で計上しております」など、実現主義の適用方法を具体的に記載していれば、検収基準が適切な取引を出荷基準で売上計上することはできないであろう。この点、収益認識会計基準公開草案では収益計上基準の開示が義務づけられている。

現在の財務諸表には多くの項目で見積りが含まれている。ときどき、□□引当金の計上額は十分か、との問いに、会計士か

らお墨つきをもらっているのが問題ない、との趣旨のコメントを聞くことがあるが、適切な対応ではない。監査上、経営者による会計上の見積りは重要なポイントであり、会計士は見積りの基礎データやその算定方法を慎重に検討している。

ただ基礎データや見積方法は必ずしも1つではないし、データ収集の限界もある。そしてそれらの選択には経営者の判断が介在する。見積りの算定



会計監督委員会ではその制度の導入を決定しており、日本でも導入は必須であろう。審議会では、昨年11月に日本公認会計士協会からKAM試行の概要の結果が報告された。それによれば、監査報告書に記載されるKAMとして、資産の減損、企業結合の会計処理(のれんの評価を含む)、引当金、偶発債務、収益認識が上位に並んでいる。監査人の立場から利用者に報告すべき重要事項として、まさに経営者の判断や見積りに関する情報が検討されていることがわかる。

これらの領域については、開示の一層の充実が必要であろう。一方、有用な情報に焦点を当て、また事務コストの削減の観点から、開示の簡素化も重要な課題だ。ないよりあったほうがよいという程度の情報は削減すべきである。昨年1月にASBJが実施した会計基準の適用後レビューでは、経団連から、たとえば「賃貸等不動産の時価に関する会計基準」で、それを一般事業会社が開示する意義・有用性が問われている。まさに指摘のとおりである。

開示のスクラップ&ビルドの推進により、作成者と利用者との対話がより充実したものになることを期待している。

(公認会計士 布施伸章)

たい旨が示された。

### 実務対応報告18号の見直し

去る2月21日に行われた第115回実務対応専門委員会（実務対応報告18号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い（案）」について、前回専門委員会（2018年3月1日号（No.1505）情報フラッシュ（参照））までの議論を踏まえて、具体的な改正文案が示された。改正文案には、「修正しないこ

## 会計

# MPM導入の提案について、反対する方針

IASB J、ディスクロージャー専門家

去る2月19日、企業会計基準委員会は第10回ディスクロージャー専門家委員会を開催した。

今回、2月に開催されるIASBボード会議に向けて、IASBスタッフの分析と提案、事務局の気づき事項が説明された。

### 経営者業績指標(MPM)に関する要求事項の明確化

前回(2018年2月10日号（No.1503）情報フラッシュ（参照））、すべての企業が主要な業績指標を特定し、この指標がIFRS基準で特定または定義されていない場合には当該指標をMPMとして識別することが暫定決定されたことを受け、今回

とを認める要件」について、「例えば、金融機関など、在外子会社等で多数の銘柄の資本性金融商品を保有している場合」という記載があり、前回同様、専門委員会からは削除したほうがよいとの意見が複数聞かれた。

以上の議論を受けて、今回の親委員会でも、委員からは、賛成意見があった一方、「金融機関など」の例示について、違和感があるなどの意見が聞かれた。

IASBスタッフは、次の用語を明確化することを検討する。

- ① IFRS基準において特定または定義されている
- ② 主要な業績指標(KPM)

①の用語については、定義せずに「財務業績計算書においてIFRS基準で要求されている小計または合計」に置き換えることを提案し、また、MPMについては、「利益または包括利益に関する主要な財務指標」のうち、IFRS基準で要求されている小計または合計以外のものと定義することを提案する。

この提案に対して、IASB J事務局は、財務業績計算書上には目的適合性の高い小計を表示することを優先すべきであり、その努力を放棄してMPMを導入しようとする取組みは支持しないとの考えを示した。

そのうえで、IASBスタッフはMPMの導入の検討を進めた場合を想定して、MPMの財務業績計算書に関する指標に限定した点は支持するが、どのような業績指標を対象として議論を行っているのか明確ではないため、「利益または指標」を定義すべきであるとの考えを示した。

### 経営者が定義する調整後1株当たり利益(EPS)指標

IASBスタッフは、すべての企

業に対して、MPMと整合的に計算された調整後EPSを開示することを提案する。そのうえで、MPMが財務業績計算書の小計として表示される場合には、MPMと整合的に計算された調整後EPSを財務業績計算書に表示することを認めるべきであり、それ以外の場合には注記に開示することを提案する。

この提案に対してASBJ事務局は、IAS33号「1株当たり利益」について問題点が多く指摘されているにもかかわらず、過去にIASBは改善プロジェクトを中止した経緯があり、積極的にIAS33号を改訂

しようとする取組みは支持しないとの考えを示した。

### キャッシュ・フロー計算書における「不可分な」関連会社および共同支配企業に係る

### キャッシュ・フローの表示

IASBスタッフは、キャッシュ・フロー計算書の「投資活動」において、「不可分な」関連会社および共同支配企業と「不可分ではない」関連会社および共同支配企業に係るキャッシュ・フローを区分して表示すること

を提案する。

この提案に対してASBJ事務局は、IFRS基準における株式投資の会計処理について、認識および測定段階から抜本的な見直しが必要だと考えており、現状の定義で関連会社または共同支配企業とされた株式投資については、財務業績計算書やキャッシュ・フロー計算書における表示のみを改善しても有用な情報を提供することにはならないとの考えを示した。

## 金融

# 政策保有株式・役員報酬・ガバナンス情報提供の論点、検討

金融審議会ディスクロージャーWG

去る2月21日、金融審議会は第3回ディスクロージャーワーキング・グループ（座長：神田秀樹・学習院大学大学院法務研究科教授）を開催した。

今回は、建設的な対話の促進に向けたガバナンス情報の提供について、次の論点について議論が行われた。

### 政策保有株式

政策保有株式については、次の論点が生じた。

- ① 開示内容
  - ・ 個別銘柄につき、より具体的な保有目的および効果

・ 保有の合理性を検証する枠組みや、取締役会における議論の状況

・ 純投資と政策投資の区分の基準や考え  
・ 前年からの異動に関する情報  
・ 議決権行使の内容

② 対象銘柄  
対象銘柄の範囲について、拡大すべきか（現行は、保有額上位30銘柄）

③ 提供方法のあり方  
・ 有価証券報告書（有報を英文化すべきか）  
・ 株主総会後に有報を提出するため、議決権行使時に1年前の古い情報を利用しなければなら

らないことについてどう考えるか

委員からは、「対象銘柄数を拡大すべき」、「異動状況の開示は重要」との意見が聞かれた一方、「保有目的の開示は営業秘密に抵触するおそれもある」、「①には『議決権行使の内容』のように今まで投資家から聞かれたことのない項目もある」など慎重な意見が聞かれた。

**役員報酬**

役員報酬については、次の論点が示された。

① 役員報酬の内容

- ・ 次の内容の記載をすべきか
  - ・ 固定報酬と中期／長期の業績連動報酬等の区分ごとの支給割合
  - ・ 経営目標の達成度が業績連動報酬にどのように反映されるか
  - ・ 算定方法の決定権の委任を受けた者、その権限や裁量の範囲、報酬委員会の位置づけ・構成メンバー、報酬決定の客観性や透明性に関する情報
- ② 役員報酬の個別開示
  - ・ 金額にかかわらず、役職等を基準にすべきか
  - ・ 現行の1億円以上という区切りの是非

委員からは、「1億円基準に抵

触しないように報酬が決定されては本末転倒」、「一定の基準で個別開示すべき」との意見が聞かれた一方、「投資判断に1億円以下の開示がどこまで有用か疑問」、「プライバシーの観点から個別開示は反対」との意見も聞かれた。

**ガバナンス情報の提供方法**

ガバナンス情報の提供方法については、次の論点が示された。

- ① 有報のガバナンス関連の情報を「コーポレート・ガバナンスの状況」にまとめて記載すべ

きか  
② 有報とコーポレート・ガバナンス(CG)報告書の役割と記載すべきガバナンス情報をどう考えるか

委員からは、「有報とCG報告書の記載が重複するのは構わない」などの意見が聞かれた。

今後の方針として、事務局から、投資家への意見募集を金融庁のホームページで実施すると説明があった。

国際会計

米国税制改正に関するASU、公表—FASB

去る2月14日、FASBはASU 2018-02「損益計算書—包括利益の報告(トピック220) —その他の包括利益累積額からの特定の税効果の組替(reclassification)」を公表した。

**ASUの内容**

2017年12月に制定された米国税制改正法(Tax Cuts and Jobs Act)は、大幅な法人税率の軽減等のさまざまな変更を規定している。法人税率の変更は、繰延税金資産または繰延税金負債の減少をもたらす、その影響は2018年12月31日終了年度(米国企業の多くが採用する12

「その他の包括利益累計額に含まれる税効果額は変動せず、その他の包括利益累計額に関する税率は米国税制改正法による新しい実効税率を反映しないのはおかしい」という主張があった。

ASUでは、米国税制改革法による税率変更に伴う影響額(以前の実効税率と米国税制改正法での実効税率の差額)を「その他の包括利益累計額」から「利益剰余金」に組み替える(reclassify)選択を認めた。ASUは「backwards tracing」を認めてはいないが、関係者に救

国際会計

ヘッジ会計のベンチマーク金利に関するASU案、公表—FASB

去る2月20日、FASBは会計基準アップデート(ASU)の公開草案「デリバティブとヘッジ(トピック815) —ヘッジ会計目的のためにベンチマーク金利としてSecured Overnight Financing Rate(SOFR)に基づくOvernight Index Swap(OIS)レートの追加」(以下、「公開草案」という)を公表した。

現行の米国でのヘッジ会計における適格なベンチマーク金利は、米国政府債の金利、LIBORスワップレートとその他の2つの金利の合計4つの金利で

済措置を提供したといえる。企業には、その他の包括利益累計額からの税効果額の組替に関する会計方針と、選択をした旨と組替した場合の内容(選択を適用した場合)または選択しない旨(選択しない場合には)の開示が要求される。

**適用関係等**

適用日は、2018年12月16日以降開始する年度と期中期間であり、早期適用は認められる。「適用年度から適用する」と「税率変更の影響が認識される過去の各期間に遡及して適用する」のいずれかの適用になる。

ある。公開草案では、SOFRに基づくOISレートを適格なベンチマーク金利に追加している。

SOFRは、米国政府債のレポ市場の特定のセグメントでの前日の取引活動からのオーバーナイト取引を基礎にして毎日計算される量に重点を置いた中間の(median)スポット金利である。LIBORの維持が疑問視されるなか、追加の目的は、企業が、「潜在的な費用の負担」と「ヘッジ手段とヘッジ対象の測定に異なったキャッシュ・フ

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2018年2月16日	企業会計基準第28号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等	ASBJ	JICPA公表の税効果会計に関する実務指針について、基本的にその内容を踏襲したうえで、必要と考えられる見直しを行ったもの。なお、関連するJICPAの連結税効果実務指針等の廃止、外貨建実務指針等の一部改正も公表されている。 <a href="https://www.asb.or.jp/jp/accounting_standards/accounting_standards/y2018/2018-0216.html">https://www.asb.or.jp/jp/accounting_standards/accounting_standards/y2018/2018-0216.html</a>	—
2018年2月16日	「現在開発中の会計基準に関する今後の計画」の改訂	ASBJ	マイナス金利に関する当面の取扱い、仮想通貨に関する当面の取扱いを3月に最終基準化する旨の追加等が行われている。 <a href="https://www.asb.or.jp/jp/wp-content/uploads/20180216.pdf">https://www.asb.or.jp/jp/wp-content/uploads/20180216.pdf</a>	—

ローと割引率を使用することに関連する「複雑性」を避けることにある。  
公開草案の適用日は未定である。

## 再任される黒田日銀総裁の試験

金融

り、将来に向かって適用される。コメント期限は2018年3月30日である。

安倍政権は2月16日、4月8日で任期満了となる日銀の黒田総裁を再任する人事案を国会に提出した。黒田総裁が掲げた「2年で2%の物価上昇率達成」という目標は、2017年12月分で、生鮮食品を除く総合指数(コア指数)が前年同月比プラス0.9%、生鮮食品およびエネルギーを除く総合指数(コアコア指数)がプラス0.3%となり、結局2年どころか5年経っても1%にも届かないのが現状だ。確かに労働市場では、失業率改善や一部では賃金上昇もみられ、また物価上昇率もマイナス圏からは脱出できた。ただ、負の側面があまりにも大きい。マイナス金利による金融機関の収益圧迫、国債市場の形骸化、株式市場への介入による株価形成の歪みなど、これの問題の解決を先送りして達成した結果だ。そして、最も懸念されるのは、日銀の政策手段が限られてしまった点だ。アメリカ経済は、物価上昇圧力が生じており、2

月上旬のアメリカ市場における株価急落は、賃金・物価上昇と長期金利急上昇が背景にある。日銀の物価上昇率2%目標は、需要サイドに働きかけるように機能しなければ意味がない。だからこそ、物価上昇は労働市場において賃金上昇を伴う必要があると主張されている。しかし、アメリカ国内の物価上

昇が日本に輸入されれば、コストプッシュ型の物価上昇となり経済成長を阻害する。この場合、本来なら日銀は利上げで対処すべきだが、現状で利上げをすれば貸出金より預金金利が先に上昇し、金融機関の収益を一層悪化させる。また同時に5年間の異次元の金融緩和策からの転換を意味するため、国債・株式市場への悪影響は避けられない。したがって、利上げという手段は打てず、物価は上昇するものの、経済成長や所得向上にはつながらないという最悪の状況になる。再任予定の黒田総裁には、こうした状況に備える困難な仕事待ち受けている。

第の性格が強いが、それでも4月に任期を終える黒田日銀総裁の続投が決まったことは注目材料だ。安倍首相が黒田総裁の再任を決めたのは、欧米各国が非伝統的金融政策からの出口を模索し始めたなかで、日本は引き続き異次元金融緩和路線を変えないという意思表示と考えられる。アベノミクス継続、デフレ完全脱却のために、他国はどうであろうと、日本は超金融緩和を継続するということである。日銀人事で、2人の新副総裁に日銀生え抜きの金融専門家とリフレ論者が起用されたことも注目される。出口政策に踏み出す国が増えるなかで、日銀総裁も他国に追随せざるを得ないと考えるようになるかもしれない。そのときの歯止め役が期待されている。政府も日銀も株安を嫌い、円高シフトを避けたいと願っていることは間違いないが、問題は異次元金融緩和を維持しても円安相場を守れるかが不確実だということだ。世界中が出口に向かえば、やがて日銀も追随することを予想している国際的な投資マネーが日本に流入し、円高になる可能性もある。黒田総裁続投となる日銀を待ち受けているのは、何とも複雑な世界経済、国際金融の現実である。

## 日銀総裁、異例の続投で円安を守るか

証券

2月中旬、世界同時株安の震源地アメリカの株価変動が少し穏やかになってきた。だが、これで米株安が底入れしたとはいえない。今回の株安の原因と考えられる長期金利の今後のシナリオがまだみてこないからだ。米長期金利は引き続き、随時発表される経済指標(GDP、物価、雇用、賃金など)や財政収支動向に反応して騰落するが、当面の大きなヤマ場となりそう

なのが3月のFOMC(連邦公開市場委員会)である。これは就任したばかりのパウエル新FRB議長(の初舞台となるもので、その手腕に否応なく注目が集まる。今後のFRBの金融政策の焦点は、これまで3回としていた今年の利上げを4回以上に増やすのかどうかだ。アメリカ以外の株式市場はFRBの出口待ちとなっている。特に、日本市場はアメリカ市場次